令和５年度
鎌倉市男女共同参画年次報告

令和６年９月

鎌倉市共生共創部地域共生課

― 目　　次 ―

令和５年度男女共同参画年次報告書について　・・・・・・・・・・・・・・・１

かまくらジェンダー平等プラン【鎌倉市男女共同参画計画（第３次）】の概要・・１

取組状況一覧

（目標Ⅰ）ジェンダー平等社会実現への理解促進　・・・・・・・・・・・・４

（目標Ⅱ）意思決定の場でのジェンダー平等の推進　・・・・・・・・・・・７

（目標Ⅲ）安全・安心に暮らせる社会の実現　・・・・・・・・・・・・・・10

（目標Ⅳ）ワーク・ライフ・バランスのための環境づくり　・・・・・・・18

（目標Ⅴ）配偶者等に対する暴力の根絶　・・・・・・・・・・・・・・・・22

１　令和５年度男女共同参画年次報告書について

本報告書は、鎌倉市男女共同参画推進条例第９条に基づき、令和５年度中に実施した男女共同参画の推進に関する施策の状況について取りまとめたもので、「かまくらジェンダー平等プラン【鎌倉市男女共同参画計画（第３次）】」に基づき策定した「前期推進計画」に定めた取組内容について、令和５年度の各課の取組状況やその評価について、目標に沿って整理したものです。

２ かまくらジェンダー平等プラン【鎌倉市男女共同参画計画（第３次）】の概要

(1) プランの経過

鎌倉市では、性別による差別を解消し、個人一人ひとりの能力が生かされ、社会のあらゆる分野における男女共同参画社会の実現を目指して、平成５年(1993年)に「かまくら女性プラン」を策定し、平成 13 年(2001 年) １月にそれを継承した「かまくら 21 男女共同参画プラン」(計画期間平成 13 年度～23 年度) を策定しました。平成 24 年(2012 年) ３月に「かまくら 21 男女共同参画プラン(第２次)」(計画期間平成 24 年度～令和３年度) を策定し、社会環境の変化や課題を踏まえて、計画期間の中間である平成 29 年(2017 年) ３月には「かまくら 21 男女共同参画プラン(第２次)改訂版」を策定しました。

そして、令和４年(2022 年) ３月には、これまでの男女共同参画の考え方を踏襲しつつ、社会的・文化的に形成された性別である「ジェンダー」における公平性を求め、性別による役割やその相互関係の平等を目指して、また、多様な性を認め合い、すべての人が安心して自分らしく暮らすことのできる社会を目指し、「かまくらジェンダー平等プラン【鎌倉市男女共同参画計画（第３次）】」(計画期間令和４年度～令和 13 年度)を策定しました。

(2) プランの位置付け

① このプランは、男女共同参画社会基本法第 14 条第３項に規定する基本的な計画です。
② このプランは、第３次鎌倉市総合計画の分野別計画です。
③ このプランは、「地域福祉計画」の個別計画として策定しています。
④ このプランは、男女共同参画推進条例第８条に規定する男女共同参画推進計画です。
⑤ このプランは、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第６条第２項に定める「市町村推進計画」を包含しています。
⑥ このプランは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第２条の３第３項に定める「市町村基本計画」を包含しています。

(3) 基本理念

① 男女の個人としての尊重
② 社会における制度や慣行についての配慮
③ 家庭生活における活動と他の活動との両立
④ 暴力その他の性別による人権侵害の抑止
⑤ あらゆる意思決定の場への参画
⑥ 国際社会における取組の理解

(4) プランの構成

第１章 プラン策定に当たり、第２章 プランの内容、第３章 施策の展開、第４章 推進体制の充実の４つの章で構成しています。

(5) 基本計画の体系

国の第５次男女共同参画基本計画及び県のかながわ男女共同参画推進プラン（第４次）を勘案し、鎌倉市男女共同参画推進条例第７条に規定されている基本的施策を念頭に５つの目標を設定し、目標毎に方針と施策を定めています。

基本計画の体系（目標・方針・施策）

方　針	施　策
目標Ⅰ　ジェンダー平等社会実現への理解促進	
Ⅰ-1　ジェンダー平等の意識づくり	Ⅰ-1-(1)　生命・人権・性の尊重 Ⅰ-1-(2)　ジェンダー平等意識の醸成と固定的性別役割分担意識の是正
Ⅰ-2　多様な性の尊重	Ⅰ-2-(1)　多様な性への理解と支援
目標Ⅱ　意思決定の場でのジェンダー平等の推進	
Ⅱ-1　あらゆる場面でのジェンダー平等の推進	Ⅱ-1-(1)　市民の自主的な社会貢献活動への支援とジェンダー平等 Ⅱ-1-(2)　ジェンダー平等の視点を持つ市民団体や事業者との協働
Ⅱ-2　政策・方針決定過程への女性の参画	Ⅱ-2-(1)　政策・方針決定過程への女性の参画 Ⅱ-2-(2)　市職員等の女性の登用及び職域拡大
目標Ⅲ　安全・安心に暮らせる社会の実現	
Ⅲ-1　生活の安定と福祉の充実	Ⅲ-1-(1)　生活困窮者等への支援 Ⅲ-1-(2)　ひとり親家庭への支援 Ⅲ-1-(3)　外国籍市民への支援 Ⅲ-1-(4)　子育てのための環境づくり Ⅲ-1-(5)　高齢者・障害者介護のための環境づくり Ⅲ-1-(6)　包括的支援体制の推進
Ⅲ-2　心とからだの健康づくり	Ⅲ-2-(1)　生涯を通じた健康のための支援 Ⅲ-2-(2)　性と生殖の健康・権利の尊重 Ⅲ-2-(3)　一人ひとりの命を大切にするまちづくり

Ⅲ-3　性犯罪・性暴力対策の推進	Ⅲ-3-(1)　性犯罪・性暴力防止に向けた啓発 Ⅲ-3-(2)　性犯罪・性暴力に関する相談事業の充実
Ⅲ-4　防災分野等におけるジェンダー平等の推進	Ⅲ-4-(1)　防災分野等におけるジェンダー平等の視点の強化
目標Ⅳ　ワーク・ライフ・バランスのための環境づくり	
Ⅳ-1　ワーク・ライフ・バランスの推進	Ⅳ-1-(1)　性別の違いによらない役割分担の促進
Ⅳ-2　働く場でのジェンダー平等の基盤づくり	Ⅳ-2-(1)　雇用機会・労働条件におけるジェンダー平等の実現 Ⅳ-2-(2)　積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の推進
Ⅳ-3　職場・就業環境の整備	Ⅳ-3-（1）　妊娠・出産・育児・介護等への適切な配慮 Ⅳ-3-（2）　労働時間の短縮と多様な働き方の推進 Ⅳ-3-（3）　職場におけるハラスメントの防止
目標Ⅴ　配偶者等に対する暴力の根絶	
Ⅴ-1 DV防止の啓発活動の充実	Ⅴ-1-(1)　DV防止の啓発活動の充実
Ⅴ-2　DV被害者への相談体制の整備・充実	Ⅴ-2-(1)　女性相談の充実と包括的支援 Ⅴ-2-(2)　男性被害者のための相談体制づくり
Ⅴ-3 DV被害者の安全確保と自立支援	Ⅴ-3-(1)　一時保護と自立支援の体制づくり